

農地の復興に向けた支援について ～平成29年7月九州北部豪雨を踏まえて～

福岡県弁護士会災害対策委員会

松 尾 朋

目次

- 1 農地の復旧に向けた具体的なイメージ
- 2 農地の復旧をめぐる法的支援制度
- 3 農家が利用できる保険制度
- 4 思いがけない農業被害について

平成29年7月九州北部豪雨の被災状況

●平成29年7月九州北部豪雨の被害状況について

主な被災地：福岡県朝倉市、朝倉郡東峰村、大分県日田市

人的被害 死者:37、行方不明者:2

家屋被害 全壊:287、半壊:822

農地被害 (朝倉市のみ)

被害箇所:1216箇所

被害面積:1778.1ha 被害額:138.7億円

土砂災害による農地被害の実情について

●土砂災害で農地が受ける被害

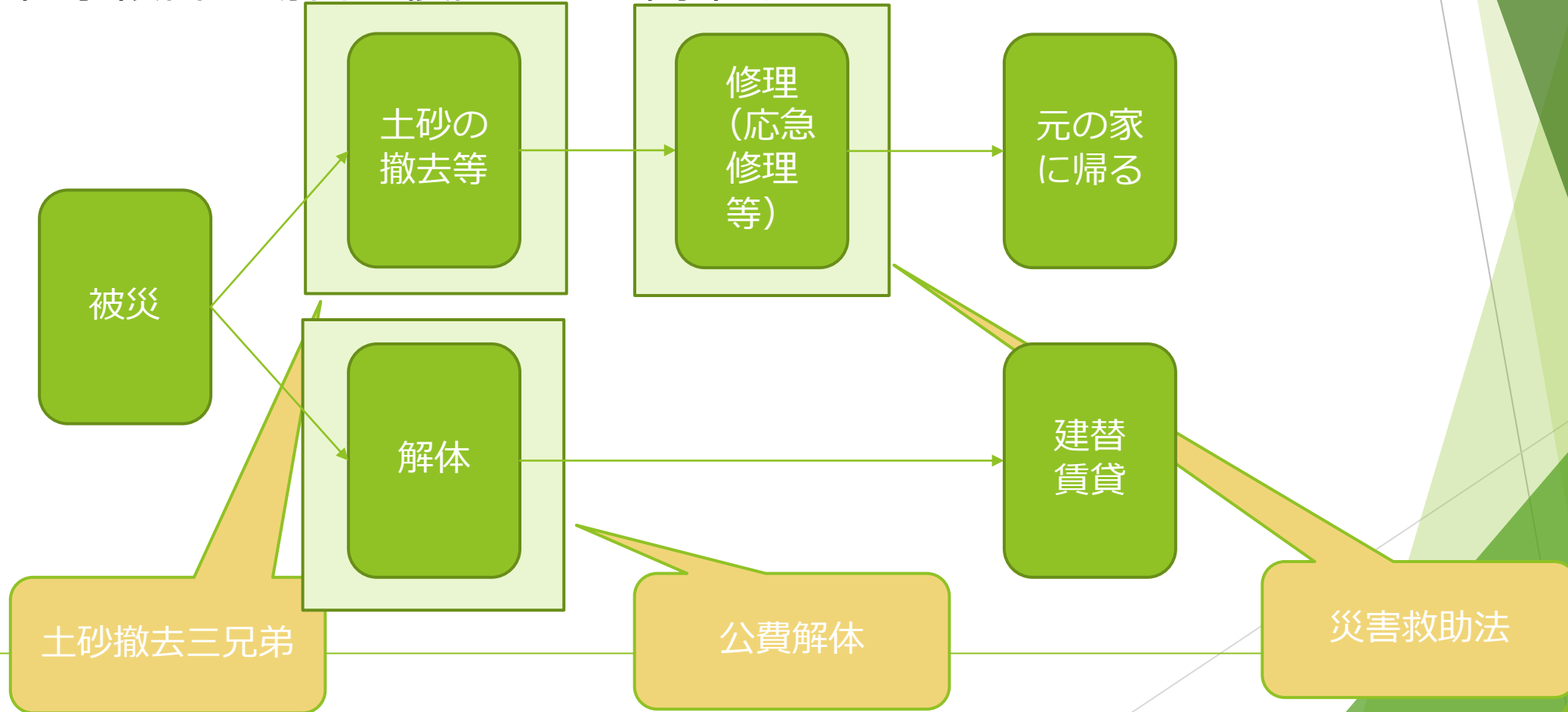
(参考 農水省資料「速やかな復旧に向けて～農地・農業用施設災害普及工事のあらまし～」の5ページ目「目で見える災害と災害復旧」)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/pdf/panfu.pdf

- ・地滑りによる農地（田・果樹園等）への土砂の流入
- ・河川の氾濫による農地への土砂の流入
- ・増水による用水路の崩壊
- ・農道や農地の崩壊

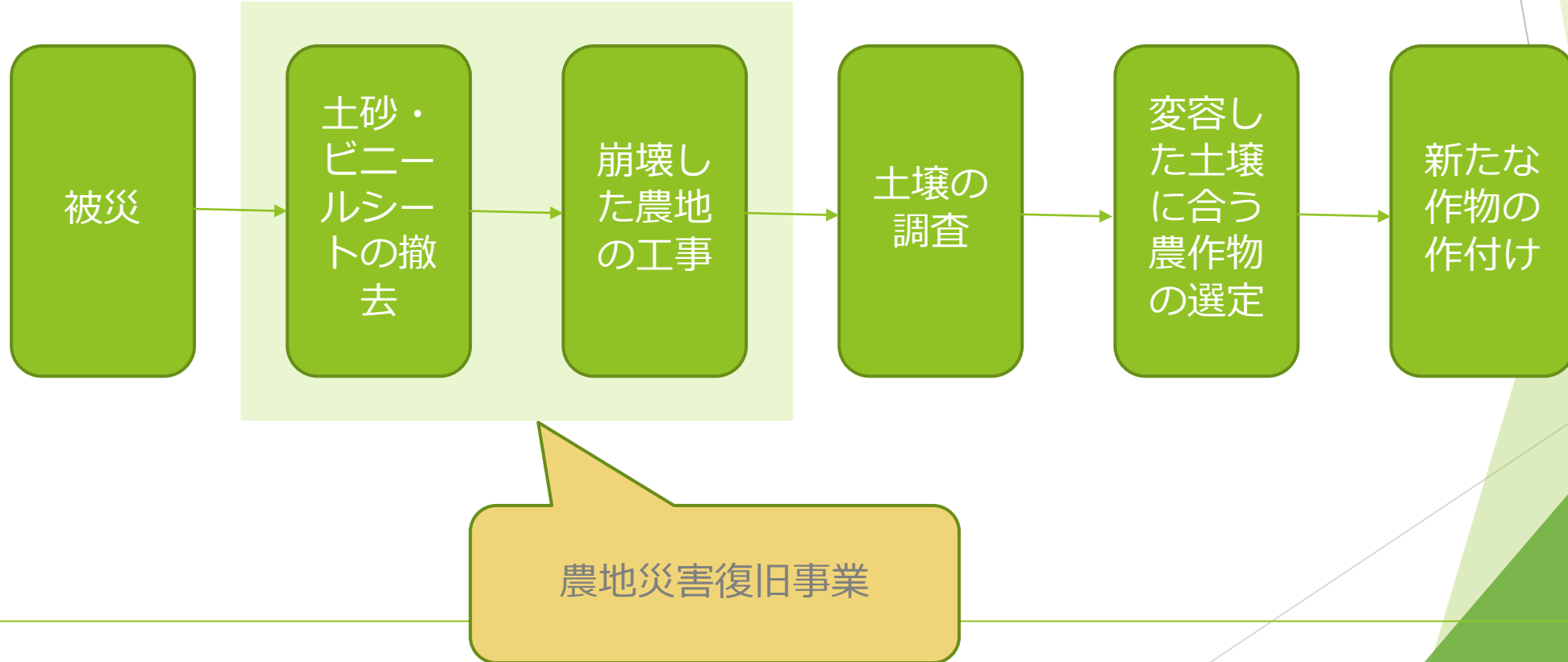
壊れてしまった農地をもとに戻すために

● 住家被害の場合の復旧までの簡単なフロー



壊れてしまった農地をもとに戻すために

● 農地被害の場合に必要な作業



農地災害復旧事業

- 農地災害復旧事業

市町村が実施主体となる事業に対して国が補助を行う

根拠法：「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」
(通称「暫定法」)

農地災害復旧事業

補助の対象に私有地である農地が含まれている

○対象となる事業

- ・農地（田、畑）、農業施設（ため池、水路、農道、堤防等）に関する工事（暫定法2条6項）
- ・原形に復旧する工事（暫定法2条6項）
- ・一箇所の工事費が40万円以上（暫定法2条6項）
 - 1つの施設において災害にかかる箇所が150m以内の間隔で連続する場合（暫定法2条7項）
 - 1つの施設において災害にかかる箇所が150mを超えるor2つ以上の施設にわたる場合で、工事を分離して行うことが不適当なもの（暫定法2条7項）

Q&Aについて水土里ネット秋田のHP『災害復旧事業の質疑応答集からの抜粋』

<http://www.akita-midori.net/info/wp-content/uploads/14554f9e664c312a672b9be046e61f2f.pdf>

農地災害復旧事業

○対象となる災害

暫定法2条5項「異常な天然現象による災害」

(出典が見つからない。公共土木工事の査定方針には同文言あり)

- ・ **降雨** **24時間雨量が80mm以上／時間雨量が20mm以上**
 - ・ **洪水** **はんらん注意水位以上・低水位から堤防高の高さの1／2以上**
 - ・ **暴風** **最大風速（10分間平均の最大値）15m/s以上**
 - ・ **干ばつ** **連続干天日数（日雨量5mm未満）が20日以上**
- など

農地災害復旧事業

○暫定法の国の補助率

被災農家総数／総事業費の額（1戸あたり事業費）が

8万円以内

8万円を超え15万円以内

15万円を超える

市町村・農家の負担分		
国の補助率 50% (沖縄県は80%)	80%	90%

国庫補助額を事業ごとに事業費の割合に応じて按分した額が実際の事業ごとの負担額になる

Ex.被災農家10件、合計600万円（1戸あたり60万円）の災害復旧事業

$80,000 \times 1/2 = 40,000$

($\times 8/10 = 64,000$)

$70,000 \times 8/10 = 56,000$

$450,000 \times 9/10 = 405,000$

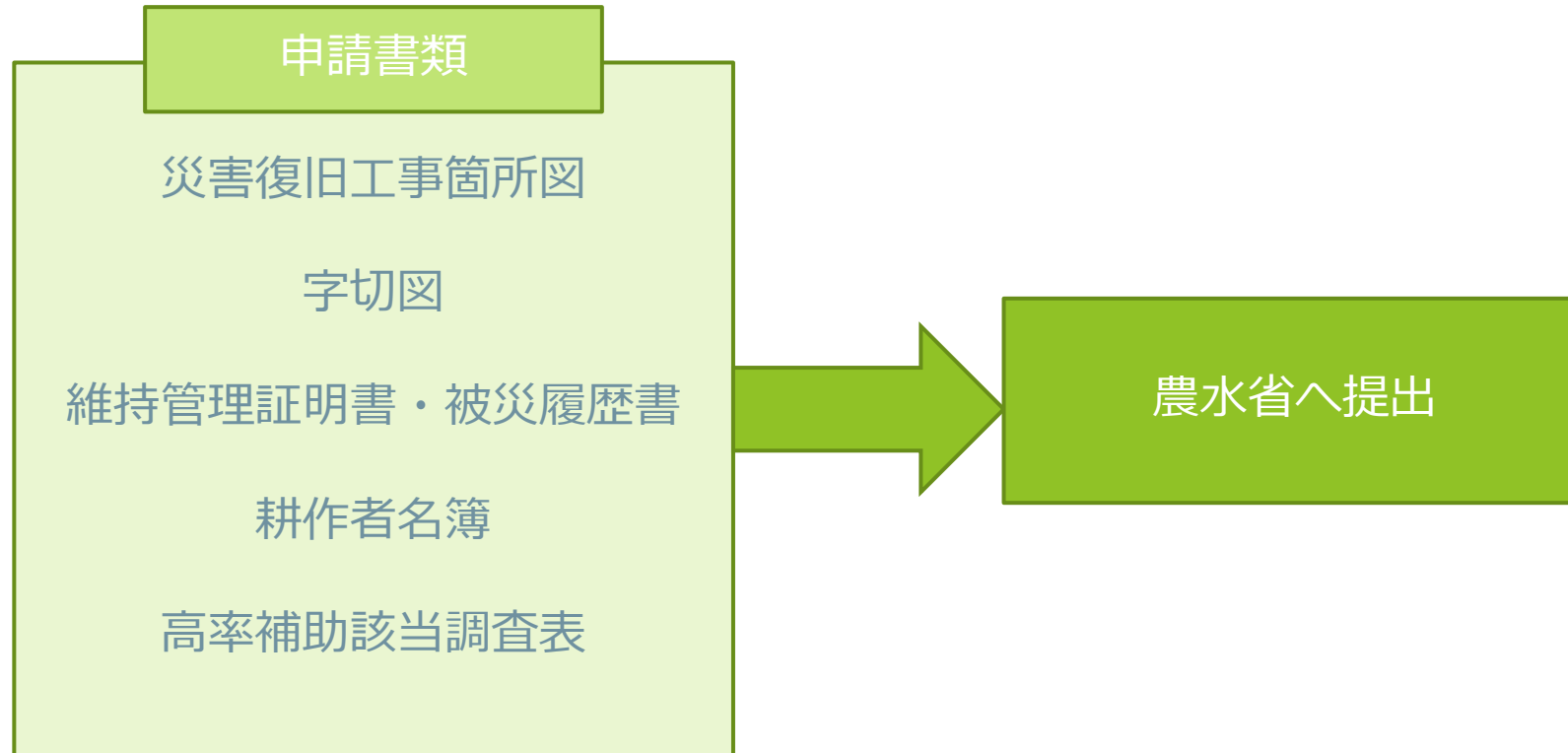
国の補助額 = 501,000円 (525,000

円) $\times 10 = 5,010,000$ 円

地方負担額 99,000円 (75,000円) $\times 10 = 990,000$ 円

農地災害復旧事業

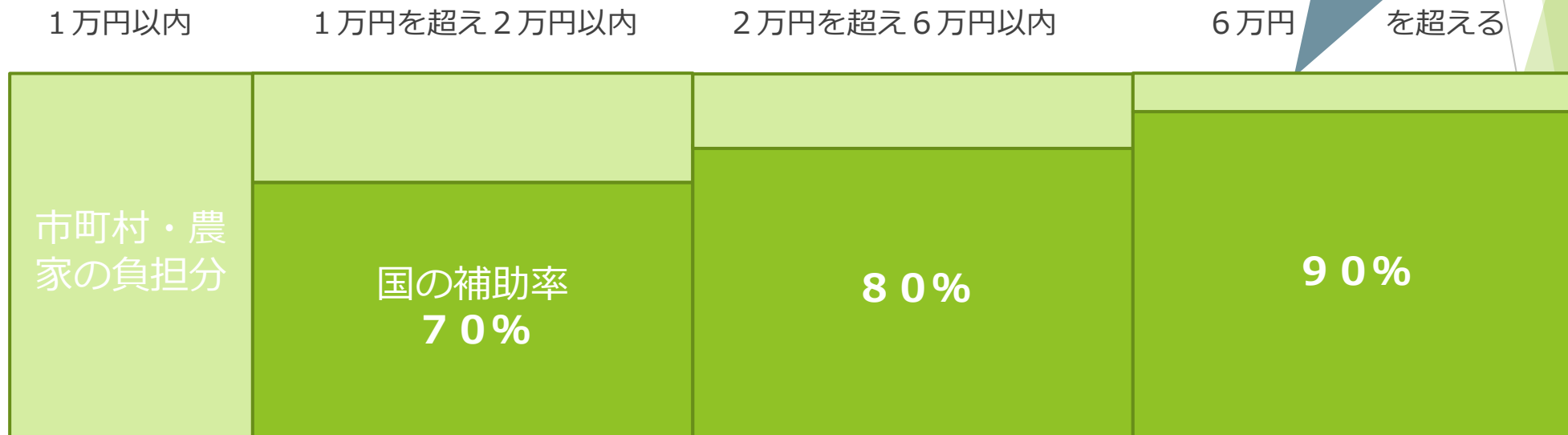
● 補助率の増高申請



激甚法による国庫補助率の嵩上げ

○激甚法の国庫補助率

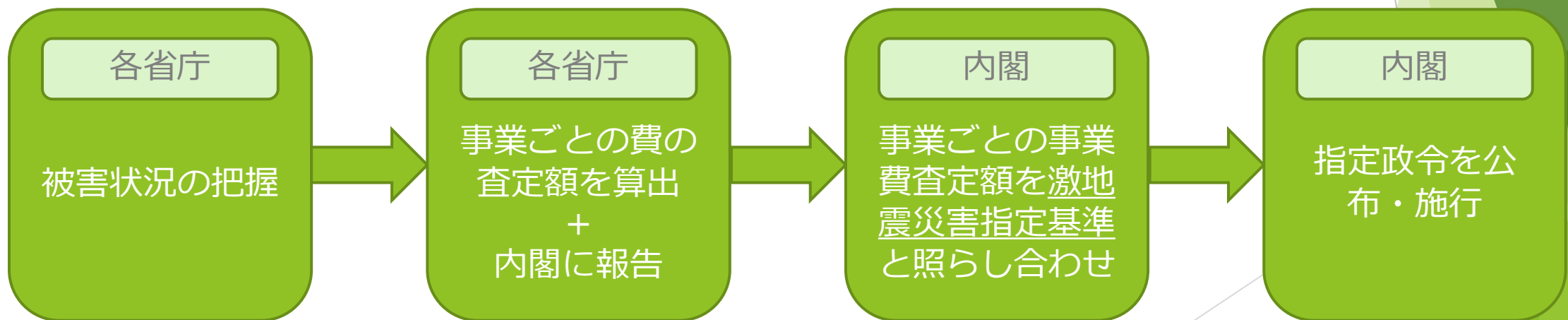
市町村ごとの農地災害復旧事業に要する経費の額から、国庫補助額を差し引いた残額（補助残）が



激甚災害の指定の方法

● 激甚災害指定の要件

激甚法 2 条 1 項「国民生活に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。」

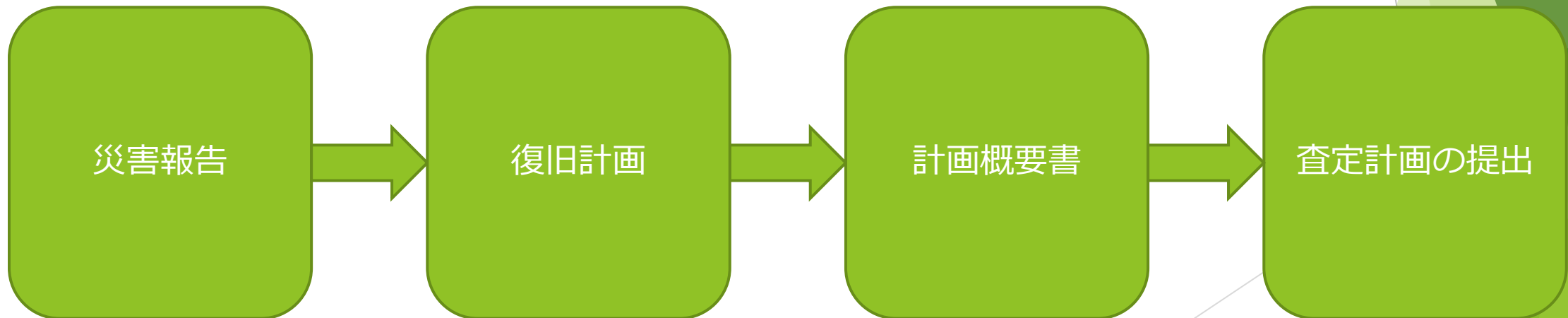


激甚災害の指定の方法

- 激甚災害指定に重要なこと

査定の前提となる被害状況の把握はできたのか??

市町村→都道府県→農政局→本省と情報を上げなければならない



平成29年7月九州北部豪雨で起こったこと

- 国の補助が受けられない

『被災農地、国補助得られず 朝倉の一部、市対応遅れ 九州豪雨』

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/431881/>

(西日本新聞 2018.7/11)

市民の負担割合は0.54%だったのに・・・

原因：被災農家からの被害申告遅れにより現地確認が間に合わず？

→ 市の被災農家への広報が遅れたのではないか？

平成29年7月九州北部豪雨で起こったこと

- 査定の対象にならない

対象となる事業には、土砂の撤去も含まれることに注意！！

「今すぐに土砂を撤去してもらえれば、今年の収穫に間に合うのに・・・」というニーズがあると、どうしても撤去したくなるのが人情。。

制度を知らずに一部の土砂を撤去した結果、復旧事業の対象とならないことに

農業ボランティアセンターの設置

- 農業ボランティアセンターの意味

- 災害ボランティアセンターとの関係

- 災害ボランティアセンターは住家被害のみ
ボランティアに余剰があっても農地に回せない

- 農地復旧をボランティアの協力でおこなう場合の問題点

- 土砂の撤去をボランティアがしてもいいのか
撤去した土砂はどこに持っていけばいいのか
ビニールシートは回収してくれるのか

- 農地災害復旧事業に影響を与えない方法の模索

農業ボランティアセンターの設置

●農業ボランティアセンターの設置

平成29年11月3日 JA筑前あさくらの協力で「農業ボランティアセンター設置」

- ・農地復旧のためのボランティアを募集できる
- ・市、JAの協力を受けることで査定に影響しない作業ができる
- ・その年の収穫に間に合わせる事ができる

<http://jvoad.jp/wp-content/uploads/2017/10/5046436abace0d438846c53c1c80fc50.pdf>

※日田市は民間のボランティアセンター「ひちくボランティアセンター」主導

東峰村は有志が活動

本来であれば、もっと早く農業ボランティアセンターを設置できたのではないかという反省。
その後の災害においてこの時の教訓が生かされているとはいえない。

農作物に関する補償

- 農作物に被害がある場合に使える保険制度
NOSAIとJA共済の違いについて

NOSAI	JA共済
農作物 畑作物 果樹 園芸施設 家畜 建物（短期） 農機具	生命 建物（長期） 自動車

農作物に関する補償

- 農作物に被害がある場合に使える保険制度

ex. 果樹共済の場合

ア 収穫共済

収穫の減少を補償

イ 樹体共済

樹体への損害自体を補償

農作物に関する補償

● 農業共済における事業の種類

農作物共済（水稻、麦）、畑作物共済（大豆）、家畜共済（乳用牛、肉用牛、馬、種豚および肉豚）、果樹共済（ぶどう、なし、かき、キウイフルーツ、うんしゅうみかん）

→カッコ内の対象作物は、NOSAI福岡（福岡県農業共済組合）が定款で定めたもの。

福岡県では、かきは共済の対象だが、ももは対象ではない（NOSAI本部のHPを見て安心してはいけない！！）

豪雨災害による思わぬ被害

●思わぬ被害が出ることも

- ・『**アワビ8万4000個が死滅 豪雨で有明海の塩分濃度低下 長崎・島原**』
(西日本新聞 2020.7/30)
- ・『**有明海で流木など一斉回収 豪雨で河川から流出**』
(西日本新聞 2020.7/22 有明海でアサリが大量に死ぬ、クラゲが激減)
- ・『**家も田畑も油まみれ 九州北部大雨 有明海に油膜、漁協不安**』
(西日本新聞 2019.8/31 有明海に油膜が流れノリの養殖に不安)

まとめ

- あまり取り上げられない分野だが、農村部での被害では重要
- 正確な理解のためにはもっと研究が必要
(制度はもっともっと細かい ex.査定の方法など)
- 朝倉市での失敗を今後を活かしていきたい